

『漢書』五行志に於ける漢代日食記事

田中良明

はじめに

『漢書』は十志を設け、天文志に天文變異を載せ、五行志に災異を記す。しかし、五行志に載せられた災異説の基本理論の一つである『洪範五行傳』の規定する災異は、その「皇之不極」に、

傳に曰く、「皇の極せず、是を建たずと謂ふ。厥の咎は眚、厥の罰は恆陰、厥の極は弱。時に則ち射妖有り、時に則ち龍蛇の孽有り、時に則ち馬禍有り、時に則ち下人上を伐つの痾有り、時に則ち日月の亂行・星辰の逆行有り。」と。^(一)

と有るように、日月星辰の異常現象をも内包するものであり、現行の顔師古校注本『漢書』卷二十七下之下、五行志第七下之下は、日食・日月亂行・星隕・星孛・隕石といった天文災異に關する記述によって占められている。天文志は、これらの内星孛については、漢代の實例を記載しているが、日食・日月亂行・星隕・隕石については漢代の實例を示さない。^(二)

つまり、『漢書』はその編纂に当たり、漢代の日食・日月亂行・星隕・隕石に關する記述を、すべて災異として扱っ

ているのである。これは、前述したように、五行志の基本資料である『洪範五行傳』災異説が日食をその対象に含んでいることに起因する、と考えるのが當然のこととも思われるが、そうであるならば何故、星孛はもとより、他の天文變異を全て五行志に収めなかったのであろうか。

本論では、こうした『漢書』の天文志と五行志との天文變異・災異に對する認識の差に就いて、得に災異説者が生きた漢代の日食記事を対象に考察を行うことで、天文異常現象に關する記載が、『漢書』編纂時に於いて天文志と五行志に分割された原因を論じたい。

一、『漢書』五行志に於ける漢代日食記事の基本構造

『漢書』五行志に記された漢代の日食記事の文章形式は、日食が起きた年月日・その日の朔晦を記して「日有食之」と述べることのみが、五十四條全てに共通している。

その他の記述は、記述内容の多いものを挙げると、例えば、

高帝三年十月甲戌晦、日之を食する有り。斗^Bの二十度に在り。燕地^Cなり。後二年^F、燕王臧荼反し、誅す。盧綰を立て燕王と爲し、後又反し、敗る。^四

或いは、

(惠帝七年) 五月丁卯、先晦一日、日之を食する有り、幾ど盡く。^A七星の初に在り。劉向以爲く、五月は微陰始めて起き而して至陽を犯し、其の占重し。其の八月に至りて、宮車晏駕し、呂氏嗣君を詐置するの害有り。^F

京房の『易傳』に曰く、「凡そ日食の晦朔を以てせざる者は、名づけて薄と曰ふ。人君の誅將に理を以つてせざらんとし、或いは賊臣將に暴起せんとす。日月宿を同じくせざると雖も、陰氣盛んにして、日光に薄るなり。」
と。^五

といったものがある。

傍線部Aは食分、つまり日食の程度を示す記述であり、「既く」が三條、「幾ど盡く」が三條、「盡きざること鉤の如し」が四條有る以外は全てこうした食分の記述がない。

傍線部Bは日食が起きた時の日の所在、つまり日躔を示しており、主に二十八宿の星度によって記されている。そうした記述は三十四條有る。ただし、建始三年の一條は、谷永の奏對の中に、日躔の記述が含まれている。また、上掲の惠帝七年五月丁卯の一條のように、「初」とのみ記すものも有れば、ただ星宿の名のみを記すものが三條ある。他の十九條は日躔の記述を欠く。

傍線部Cは、上記傍線部Bの日躔に依據する分野説である。上掲の高帝三年の一條のように、基本的な分野説を用いるものは四條有る。また、高后七年のように「室中」などと星宿の司る性質から特定の場所や人物を導き出すものが、三條有る。他にこうした記述はない。

傍線部Dは、當該日食の意味する所を述べる災異説家の名である。劉向の説を記すものは五條、その内の河平元年の一條は奏對である。また、谷永の説を載せるものは四條、その内の三條が奏對であり、更にその内の一條は杜欽の説も併記しており、他の二條は、京房の『易占』を以て奏對している。京房の『易占』は、上掲の惠帝七年五月と元狩元年の二條に引かれる京房の『易傳』と同種のものであろう。他には、こうした災異説家の説を記す記事

はないが、高后七年の一條は、高后自身の言説を載せている。

傍線部Eは、日食に對する解釋であるが、上記傍線部Dの災異說家や高后といった特定の人物や書物の説以外では、五鳳四年と元壽元年の二條のみに記されている。

傍線部Fは、當該日食と關連附けられた地上で起きた事件であるが、明記されるのは僅かに九條のみである。これら九條の記述には、日食の後に起きた事件であるという共通性が見られる。

傍線部Gの京房の『易傳』に就いては、上記の傍線部Dに於いて少し觸れたが、災異說家が引用する以外に、單獨で五行志の日食記事に引用されるのは、惠帝七年五月と元狩元年の二條のみであり、前者が朔晦以外の日（先晦一日）に何故日食が起ころのかを説明したものであるのに對し、後者は、當該日食を解説したものである。後者の引用は、

元狩元年五月乙巳晦、日の之を食する有り。柳の六度に在り。京房の『易傳』推して以爲へらく、「是の時日食すること旁右従りし、法に君臣を失ふと曰ふ。明年丞相公孫弘薨す。日食すること旁左従りする者も、亦た君臣を失ふ。上従りする者は、臣君を失ふ。下従りする者は、君民を失ふ。」と。^八

と有るものであり、文脈的に考えて、「是の時」以下全て京房の『易傳』の説と見るべきであろう。^九

以上に述べてきたことから分かるように、『漢書』五行志の漢代日食に對する記述は、基本的な形式を有するものの、各條に記載される情報量には大きな差があると言える。次節からは、これらの内、比較的情報量の多いもの、特に、日食への具體的解釋を記す十六條についての考察を行いたい。

二、天文思想や經書を理論的根據とする日食解釋記事

『漢書』五行志に載る漢代の日食記事の内、日食に對する具體的な解釋を記すのは、十六條である。また、その十六條は、すべて個々に獨立したのではなく、いくつかの記述は、各々關係を有している。しかし、行論の都合上、本節では十六條の中では他の記述との關係性が低いもの、或いは他の記述との關係性がないものについて先に述べたい（なお、引用文に附した丸番號は、十六條が記載される順序を示したものである）。

先ず、

⑨ 昭帝始元三年十一月壬辰朔、日之を食する有り。斗の九度に在。燕の地なり。後四年、燕刺王謀反し、誅せらる。^(十一)

と有るのは、日躔の星宿に據つた分野説を用いて日食を解釋する説である。また、分野説を用いる他にも、

⑥ 武帝建元二年二月丙戌朔、日之を食する有り。奎の十四度に在り。劉向以爲く、「奎を卑賤の婦人と爲す。後に衛皇后至微自ら興り、卒に終へざるの害有り。」^(十二)

と有り、「奎を卑賤の婦人と爲す」と説くのは、由來未詳であるが、日躔の星宿の性質から日食を解釋する例は、他にも五行志が載せる春秋時代の事例などに多く見ることが出来る。こうした解釋は、天文占の知識を用いた方法であり、これらの説を素直に災異説であると理解することは難い。しかし、本論冒頭で紹介したように、『洪範五行傳』には「皇の極せず、是を建たずと謂ふ。……時に則ち日月の亂行・星辰の逆行有り。」と規定されており、『洪範五行傳』系統の災異説では、こうした天文占の方法論を用いるものも災異説と見なせるようである。

次に、

①(宣帝五鳳)四年四月辛丑朔、日之を食する有り。畢の十九度に在り。是れ「正月朔、慝未だ作らず」と爲し、『左氏』は以て重き異と爲す。^(十一)

と有るのは、『左氏』と書名を擧げるように、『春秋左氏傳』昭公十七年の、魯の太史の説に依據した説である。昭公十七年についても、五行志に載せられており、ここでは『左氏傳』を用いた解釋が展開されている。この①での簡潔な解釋は、その昭公十七年の日食解釋を踏まえた上のものである。しかし、

⑦(武帝元光元年)七月癸未、晦に先だつこと一日、日之を食する有り。翼の八度に在り。劉向以爲く、「前年高

園便殿災するは、春秋に御廩災し、後日翼・軫に食すと同じ。其の占、内に女變有り、外は諸侯と爲す、とす。

其の後陳皇后廢せられ、江都・淮南・衡山王謀反し、誅せらる。日は中時に食すること東北従りし、半を過ぎ、晡時に復す。」^(十二)と。

と有るのは、①と同じく春秋時代の事例によって漢代の日食を解釋するものであるが、ここで言及されている魯桓公十四年の御廩災と同十七年の日食に對する解釋は、劉向自身のもであり(『漢書』五行志上、同下之下)、何らかの經書に依據したのではない。つまり、自説を根據としているのである。

過去の同様な事例を擧げるといふ舉例法によって、自説に根據と論理性を附すのは、前漢の歴史を記す『漢書』の五行志に、漢代以外にも、殷の高宗以來秦の二世皇帝に至る時代の災異に對する膨大な解釋を載せることから明らかであろう。そして、こうした論據として用いられる事例には、『春秋』や『尚書』といった經書だけではなく、同じ漢代の事例も含まれる。次節では、劉向や谷永が、漢代の災異に獨自の解釋を施し、それに依據して目前の災

異への自己の解釋に論理性を與えている例を示したい。

三、劉向・谷永の日食解釋記事

先ず、

⑬(成帝)河平元年四月己亥晦、日之を食する有り、盡きざること鉤の如し。東井の六度に在り。劉向對へて曰く、「四月 五月に交り、月は孝惠に同じく、日は孝昭に同じ。東井は、京師の地なり。且つ既に、其の占、恐らくは繼嗣を害せん。」と。日蚤食時、西南從り起る。^(十四)

と有るのは、

⑭(惠帝七年)五月丁卯、晦に先だつこと一日、日之を食する有り、幾ど盡く。七星の初に在り。劉向以爲く、「五月微陰始めて起ちて至陽を犯す。其の占重し。其の八月に至り、宮車晏駕し、呂氏詐きて嗣君を置くの害有り。」と。京房の『易傳』に曰く、「凡そ日の食すこと晦朔を以つてせざる者は、名を薄と曰ふ。人君の誅將に理を以つてせざらんとし、或いは賊臣將に暴起せんとすれば、日月同宿ならざると雖も、陰氣盛んとなり、日光を薄くするなり。」と。^(十五)

⑯(昭帝)元鳳元年七月己亥晦、日之を食する有り、幾ど盡く。張の十二度に在り。劉向以爲く、「己亥にして既にす。其の占重し。後六年、宮車晏駕し、卒に以て嗣を亡ふ。」と。^(十六)

の二つの日食解釋を前提としている。記載のとおり、⑭惠帝は日食の同年八月に、⑯昭帝は日食の六年後に崩御し

ている。一方、成帝の崩御は、日食の河平元年（前28年）から大分隔たった綏和二年（前7年）である。これは勿論、④⑩に載る劉向の説は兩帝崩御の後に作られ、⑬の説は、成帝の在位中に作られているからであるが、今、劉向傳にこの⑬の奏對を見ることはできない。しかし、成帝の在位中に繼嗣の不在が問題となったことは周知であり、この河平元年四月の日食との關聯については、外戚傳下の孝成許皇后傳に、

后聰慧にして、史書を善くし、妃と爲りし自り即位に至るまで、常に上に寵せられ、後宮希に進見を得。皇太后及び帝舅上に繼嗣無きを憂ひ、時に又數々災異有り。劉向・谷永等皆其の咎後宮に在りと陳ぶ。上其の言を然りとし、是に於いて椒房・掖廷の用度を省減す。十七

と有り、これに抗する皇后の上疏への成帝の返答が、同傳に「上是に於いて劉向・谷永の言を采り以て報ふ（上於是采劉向・谷永之言以報）」と記されており、その回答の中では、この⑬の日食へ觸れ、

四月己亥、日東井に蝕し、轉旋し且に索さんとし、既と異なる無し。己は猶ほ戊のごときなり、亥も復た水なれば、陰盛んにして、咎内に在るを明らかにす。戊己に於いてするは、君體を虧き、絶世を皇極に於いて著し、禍敗京都に及ぶを顯かにす。十八

と「己亥」によって日食を解釋するのは、⑩の劉向説と共通であり、この「己亥」説は、『漢書』五行志や春秋三傳に類例が見られず、恐らくは劉向獨自のものである。よって、⑬の説を含む劉向の奏對はこうした狀況下に作られたものであり、④と⑩の説は、⑬の説を根據づけるために用意されたと考えることができる。

また、⑬より先に、

⑫成帝建始三年十二月戊申朔、日之を食する有り。其の夜、未央殿中に地震ふ。谷永の對に曰く、「日嫫女の九

度に食せば、占は皇后に在り。地蕭牆の内に震へば、咎は貴妾に在り。二者俱に發するは、事と同じくして人を異にし、共に陽を掩ひ制へ、將に繼嗣を害せんとするを明かにす。亶だ日食すのみなれば、則ち妾は見せられず。亶だ地震ふのみなれば、則ち后は見せられず。日を異にして發すれば、則ち事を殊にするに似る。故亡く動變すれば、則ち知らざるを恐る。是の月、后妾當に失節の郵有るべく、故に天此に因りて其の變を兩見す。『婦道を違失し、衆妾を隔遠し、繼嗣を妨絶する者は、此の二人なり。』と曰ふが若し。」と。杜欽の對に亦た曰く、「日戊申を以て食し、時は未を加ふ。戊未は、土なり、中宮の部なり。其の夜殿中に地震ふ。此れ必ず適妾に將に寵を争ひ相害して患を爲す者有らんとす。人事下に失へば、變象上に見る。能く之に應ずるに徳を以てすれば、則ち咎異消ゆ。忽として戒めざれば、則ち禍敗至る。之に應ずるに、誠に非ざれば立てず、信に非ざれば行はざるなり。」^(十九)と。

と有る内、谷永の説については、谷永傳に、

建始三年冬、日食・地震日と同じくして俱に發す。詔ありて方正・直言・極諫の士を擧げしむ。太常陽城侯劉慶忌永を擧ぐ。公車に待詔し、對へて曰く……^(二十)

と載せられるものであり、杜欽の説についても、杜欽傳に同様に載せられている。ただし、兩傳に載る説は、ともに長文であり、この杜欽の説については、ほぼ同じ文を認めることができるが、谷永の説については、谷永傳に、十二月朔戊申、日葵女の分に食し、地蕭牆の内に震ふ、二者日と同じくして俱に發するは、以て陛下に丁寧なればなり。厥の咎遠からざれば、宜しく厚く諸を身に求むべし。意ふに豈に陛下の志閨門に在り、未だ政事を叩へず、擧錯を愼まず、婁しほしほ中を失へばならんか。内寵大いに盛んにして、女道に遵はず、嫉妬して上を專

らにし、繼嗣を妨げばならんか。^(三十七)

と有る箇所が最も内容が近いが、五行志に引く説とは差異がめだつ。五行志が載せる日食に關する谷永の説は他に三條有るが、その内二條は、

⑭(成帝) 永始元年九月丁巳晦、日之を食する有り。谷永京房の『易占』を以て對へて曰く、「元年九月の日蝕、酒節を亡ふの致す所なり。獨り京師のみして之を知らしめ、四國をして見ざらしむは、『酒に湛涵し、君臣別たず、禍内に在るなり。』と曰ふが若し。」と。^(三十八)

⑮(成帝) 永始二年二月乙酉晦、日之を食する有り。谷永京房の『易占』を以て對へて曰く、「今年二月日食すは、賦斂度を得ず、民愁怨するの致す所なり。四方をして皆見せしめ、京師をして陰蔽する所以の者は、『人君宮室を治むを好み、大いに墳墓を營し、賦斂茲に重く、而して百姓屈竭すれば、禍は外に在るなり。』と曰ふが若し。」と。^(三十九)

と、⑫と同様に「〜と曰ふが若し(若曰〜)」という言い回しを使っている。そしてこの⑭⑮と同じ日食に對する谷永の説は、谷永傳に載せられている東萊に黑龍が現れた時の下問への對えに含まれているが、⑬と同じくその文章は五行志の載せる説と比べて差異がめだつ。また、⑬⑭⑮すべて、谷永傳では「〜と曰ふが若し」という言い回しは使われておらず、⑭⑮に有る「京房の『易占』」も言及されていない。

こうした本傳に載る文章との差異から、五行志が資料とした谷永説は、本傳に用いられた奏對等とは別の資料であったと分かる。そしてそれは、本傳の載せる奏對が作成された後に再編された資料か、その奏對を作成するために用意されていた資料のどちらかであると考えられるが、どちらにせよ、それは先に挙げた劉向の例について述べ

たように、自説に論理性を與える根據として、谷永本人、若しくはその後學が過去の事例を集めたものであったと
考えられよう。

そうした事實があつたことは、また、

③ 惠帝七年正月辛丑朔、日之を食する有り、危の十三度に在り。谷永以爲く、「歲首正月朔日、是を三朝と爲し、
尊者之を惡む。」(二十四)と。

を例にしても見ることが出来る。この「三朝」説は、經書や他の災異説にも見ることができず、谷永独自の説であつ
たと思われるが、それは谷永傳に、

今年（元延元年）正月己亥朔、日之を食する有るは、三朝の會なり。(二十五)

と有ることからも明らかであろう。③の谷永説は、この元延元年の日食を解釋するために用意されたものなのであ
る。ただし、五行志は元延元年の日食について、ただ日食があつたことのみを記し、それへの解釋を一切載せてい
ない。しかし、五行志は、

④ 哀帝元壽元年正月辛丑朔、日之を食する有り、盡きざる(二十六)こと鉤の如し。營室の十度に在り、惠帝七年と月日を
同じくす。

と、③の谷永説に依據した日食解釋を載せている。これは谷永没後の日食であり、その後學か五行志の編纂者によつ
て行われた解釋であると考えられる。(二十七)

四、五行志の日食記事と劉向『洪範傳』

『漢書』天文志には、『開元占經』所引の劉向『洪範傳』と類似の文章が多數確認でき、それらの文章は、劉向『洪範傳』に基づいて記されたと考えられるが、五行志に記載された日食記事にも、『開元占經』所引の劉向『洪範傳』と類似の文章を見ることができ、日食記事に關して、特にここで注目している具體的解釋を含む記述については、

①高帝三年十月甲戌晦、日之を食する有り。斗の二十度に在り。燕地なり。後二年、燕王臧荼反し、誅せられ、盧綰を立てて燕王と爲し、後又反し、敗る。(三十九)

と類似の文章が、

洪範五行傳に曰く、漢の高帝三年冬十月甲戌晦、日之を食する有り。燕・吳・越の分なり。後二年燕王臧荼反し、誅せられ、復た盧綰を以て燕王と爲し、亦た反し、誅し、南越王趙佗自ら立ち帝を稱するの應なり。(三十七)

元占經』卷九)

と有り、

②(高祖)十一月癸卯晦、日之を食する有り。虚の三度に在り。齊地なり。後二年、齊王韓信徙りて楚王と爲り、明年廢せられて列侯と爲り、後又反し、誅せらる。(三十七)

と類似の文章が、

洪範五行傳に曰く、漢の高帝三年冬十一月癸卯晦、日之を食する有り。吳・齊の分なり。後二年、齊の韓信徙されて楚王に封ぜられ、三年にして廢せられ侯と爲り而して誅せらるの應なり。(三十二)

と有り、前節に引いた④の劉向説と類似の文章が、

(洪範天文日月變占に曰く、) 漢の惠帝七年夏五月丁卯、晦に先だつこと一日、日之を食する食り、既す。既は、盡くなり。亦た周・秦の分野なり。陰匿始めて起り而して盛んなるを犯す。其の年八月、惠帝崩す。^(三十三)

と有り(匿は隱の義)、

⑤(高后) 七年正月己丑晦、日之を食する有り、既す。營室の九度に在り。宮室中と爲す。時に高后之を惡み、曰く、「此我が爲なり。」^(三十四) 明年應ず。

と類似の文章が、

(洪範天文日月變占に曰く、) 呂后七年春正月己丑晦、日之を食する有り、既す。既は、盡くなり。營室の九度に在り。宮室中と爲す。呂后曰く、「此我が爲なり。」^(三十五) 明年、呂后崩ずるの應なり。

と有る。⑤の呂后の發言については、『史記』の本紀に有るが、「營室の九度に在り。宮室中と爲す。」といった記述は見られない。

また、

⑧元狩元年五月乙巳晦、日之を食する有り。柳の六度に在り。京房の『易傳』推して以爲へらく、「是の時日食すること旁右従りし、法に君臣を失ふと曰ふ。明年丞相公孫弘薨す。日食すること旁左従りする者も、亦た君臣を失ふ。上従りする者は、臣君を失ふ。下従りする者は、君民を失ふ。」^(三十七)と。

については、

洪範日月變占に曰く、漢の武元狩元年五月乙巳晦、日之を食する有り。傍左従りす。明年、丞相公孫弘薨する

三十九
の應。

と有り、前節に見た⑫について、

洪範五行傳に曰く、漢の成帝建始三年冬十二月戊申朔、日之を食する有り。其の夜未央殿に地震ふ。日は須女の九度に在り。占は皇后・貴妾に在り。其の後、皇后廢せられ、趙飛燕姉妹宮を亂し、皇子死し、王氏權を專らにす。三十九

と有る。

こうしたことから、天文志の記述の一部が劉向『洪範傳』に由来しているのと全く同様の關係は、上記の五行志と劉向『洪範傳』の記事に見ることはできない。それは、第一に、五行志が①②⑤の記事に劉向の名を記さないこと、第二に、五行志の⑧⑫の説は、劉向以外の説であることから明白である。

また、それは劉向『洪範傳』の記述が、五行志以後に記された可能性、五行志を資料として記された可能性を示すものである。しかし、そうした可能性は、『開元占經』所引の劉向『洪範傳』には、後漢どころか新朝に係る記述も見られないことから、否定することが可能であろう。四七

『漢書』の五行志が、劉向の『洪範五行傳論』に依據することは周知であるが、そこに記す五事と災異の對應を、必ずしも劉向の説に従わないことは、既に平澤歩氏によって説明されている。四十二 よって『漢書』五行志も、その編纂に際しては基づく資料の取捨選擇が行われているのであり、①②⑤については、劉向『洪範傳』以外の資料に基づいて記されたと考えることが可能である。

また、⑧⑫については、劉向『洪範傳』の記述が京房や谷永・杜欽の説を参照している可能性があり、五行志は

それらの本資料に基づいていると考えるべきであろう。

結語

以上、『漢書』五行志に記された漢代の日食記事を、具體的解釋を有する十六條を中心に見てきた。それらの中には、天文占の知識や經書を理論根據とし、或いは、過去の災異に對する自己の解釋を根據とするものがあつた。天文占の知識を根據とするのは、對象が天文現象である以上、當然というよりも、それが本來の方法論であつたと考えるべきであろう。そこに經書に依據した解釋が生じるのは、災異に類するものへの、具體的、論理的な解釋、對應方法の發生が關わりと考えられる。(四十二) そうした要求から必然的に生まれたと考えられるのが災異說であり、最初に登場した災異說者である董仲舒が、『春秋』に依據していたことは、五行志に載る董仲舒說に多く天文への解釋が含まれることと無關係ではないだろう。春秋二百四十二年の事例には、多く天文現象が含まれるのである。これは、天文が災異說の成立初期段階に於いて、天文は當初から内包され、その解釋對象として區別されていなかったことをも意味する。

ともかくとして、『春秋』に依據した災異說者が誕生するのであるが、『春秋』には確かに多くの災異が載せられているとはいえ、個々の災異に對する解釋や對應方法が、『春秋』に記されているわけではない。そうした具體的な解釋は、個々の災異說者が構築していく必要があつたのだと考えられる。日食への解釋で言えば、本稿二節で見たと⑦の劉向の説が、それを如實に示す例である。

そして、そうした災異解釋の事例構築作業が、『春秋』の範疇を超え、更には、當今の事例にまで及ぶのは、恐らく『尚書』洪範篇に依據し、『洪範五行傳』が作成されてからであろう。それを示すように、五行志に記された春秋時代以外の災異への董仲舒の解釋は、武帝建元六年の「遼東高廟災」と「高園便殿火」に對する説のみである。

『春秋』の多大な災異事例に依據した災異説に對し、『洪範五行傳』に依據する災異説とは、人が犯す罪と、それに對して起こる災異とを分類し、その分類という方法によって、目前の災異を解釋するのである。『洪範五行傳』系の災異説者にとつては、その理論的分類の實用が課題であつた。五行志に記された、災異説者當人が生きたよりも前の時代に對する災異解釋は、まさにその試行錯誤の迹と言えよう。

五行志に載る天文に關する記述の多くも、そうした試行錯誤の産物であるとするのが、本稿の結論である。日食については、上記のように、なによりも『春秋』に多くの事例があり、春秋時代以後の事例も、災異説者によつて解釋されてきたこと。日月亂行については、元帝・成帝期の例のみであるが、それに京房の『易傳』・劉向・劉歆の説が附されていること。星隕については、嚴公七年の例と、成帝期の例が載るが、どちらにも京房の『易傳』・劉向・谷永・劉歆の説が附されている（嚴公七年の例には董仲舒の説も見える）こと。隕石については、漢代の十一の事例が記載され、具體的な解釋は皆無であるが、直前に、「隕石」の漢代以外唯一である釐公十六年の「隕石于宋、五。」の事例を載せ、董仲舒・劉向・劉歆の説を附すこと。これらが、以上の天文現象の記事が、天文志ではなく、五行志にのみ記された理由であると考えられる。

ただし、彗孛については、天文志と五行志とに記事が分割されている。五行志に彗孛の記事が載る理由については、一つは、『春秋』に事例が有ること。二つには、春秋時代以外には、漢代の事例のみが載るが、それらには、

三條の例外以外は、すべて谷永・劉向・劉歆の説が附されていること。この二つが考えられる^(四十三)。例外の三條は、どれも武帝期のもので、記事も連続しているのだが、建元六年八月・元狩四年四月・元封元年五月の事例であり、すべて人事との關聯も記されているが、災異説者の名が見えない^(四十四)。彗孛記事が五行志と天文志に分割して記載された理由については、なお検討しなければなるまい。

【付記】 本稿は、科学研究費助成事業基盤研究（C）（一般）「東アジアにおける天文占知識の形成と伝播」（課題番号：19K00063）による研究成果の一部である。

(一) 傳曰、「皇之不極、是謂不建。厥咎眊、厥罰恆陰、厥極弱。時則有射妖、時則有龍蛇之孽、時則有馬禍、時則有下人伐上之病、時則有日月亂行・星辰逆行。」(『漢書』五行志下之上)

(二) 春秋時代に就いては、「春秋二百四十二年間、日食三十六、彗星三見、夜常星不見、夜中星隕如雨者各一。」との記述が有る。なお、『史記』天官書には、「以春秋二百四十二年之間、日蝕三十六、彗星三見、宋襄公時星隕如雨。」と有る。

(三) 『漢書』五行志には、春秋の魯の隱公三年二月己巳以來、漢の平帝元始二年九月戊申までの日食記事が記されている。その内漢代の日食は、平帝元始二年九月戊申の日に次いで、「凡漢著紀十二世、二百一十二年、日食五十三、朔十四、晦三十六、先晦一日三。」と有るが、高祖三年十月甲戌晦以來平帝元始二年九月戊申まで五行志に記された日食記事は五十四條であり、數を異にする。

これについて、直接述べるものではないが、五行志の「元光元年二月丙辰」の日食記事について、沈欽韓『漢書疏證』は、「帝紀不載、疑此衍。」とする。この説に従うのであれば、五行志の漢代の日食記事は本来それ自身が記すように五十三條であったのが、「元光元年二月丙辰」の一條が竄入されたことよって、五十四條となっている、と考えられる。しかし、乾隆武英殿本考證に齊

召南が述べているように、この「元光元年二月丙辰」の一條以外に、文帝後七年正月辛未・景帝中元年十二月甲寅・建元五年正月己巳・元朔六年十一月癸丑・元封四年六月己酉・太始元年正月乙巳・永始元年九月丁巳の七條も、本紀には見られない日食記事である。こうしたことから見ると、「帝紀載せず」を根拠とする『漢書疏證』の説には、さほどの説得力がない。

しかし、前掲の五行志の記述は朔・晦・先晦一日に起きた日食の数の和が丁度五十三であり、また、五十四條の日食が起きた日付は、朔が十四條、晦が三十七條、先晦一日が三條であって、晦日に一條多い。よって、前掲の五行志の一文に誤りがないとすれば、晦日の日食一條が後世に竄入されたのであろう、とも考えられる。『漢書疏證』が挙げる「元光元年二月丙辰」の一條も晦日の日食記事であり、なおかつ食分・日躔・解釋・應驗といった諸事を何も記していない簡潔な記事であるため、竄入の容易さも想起し得るので、『漢書疏證』の説は全面的に否定すべきものでもない。

ただし、前掲の『漢書疏證』が挙げる以外の本紀に見られない日食記事六條の内、文帝後七年正月辛未・建元五年・元封四年の三條の日食記事が朔日のものである以外は、他の四條全てが晦日の日食記事であり、永始元年の日食記事が谷永の奏對を附す以外は、景帝中元年・元朔六年・太始元年の三條とも、「日有食之」とのみ記す簡潔な記事であることが「元光元年二月丙辰」の一條と共通している。また、同様の共通性は、景帝三年二月壬午・永始三年正月己卯・永始四年七月辛未・元壽二年三月壬辰の四條にも見られるものである。この四條は、本紀に記載が見られるものであるが、景帝四年十月戊戌と同中四年十月戊午の日食記事は、本紀には見られるが五行志には見られず、本紀に記載の日食記事が必ずしも五行志に載るといっわけでもない。よって、これらの簡潔に「日有食之」とのみ記す晦日の日食記事計八條の内から、一條のみを「疑らくは此れ衍」とする『漢書疏證』の説は、なお根據薄弱と言わざるを得ない。

本稿では、五行志の言う「日食五十三」と實際に記されている五十四條との、一條の差については、特に良案もないため、五十四條を全て五行志の成書段階から記されていた記述と考えることにしたい。

(四) 高帝三年十月甲戌晦、日有食之。在斗二十度。燕地也。後二年、燕王臧荼反、誅。立盧綰爲燕王、後又反、敗。(『漢書』五行志下之。以下、同篇からの引用はそれを特記しない。)

(五) (惠帝七年) 五月丁卯、先晦一日、日有食之、幾盡。在七星初。劉向以爲、五月微陰始起而犯至陽、其占重。至其八月、宮車晏駕、有呂氏詐置嗣君之害。京房易傳曰、「凡日食不以晦朔者、名曰薄。人君誅將不以理、或賊臣將暴起。日月雖不同宿、陰氣盛、薄日光也。」

(六) 劉向の奏対として「東井、京師地」と記す河平元年の一條も含む。

(七) 他の二条は、建元二年と建始三年とである。

(八) 元狩元年五月乙巳晦、日有食之。在柳六度。京房易傳推以爲、「是時日食從旁右、法曰君失臣。明年丞相公孫弘薨。日食從旁左者、亦君失臣。從上者、臣失君。從下者、君失民。」

(九) なお、五行志がここに引く京房易傳の説は、「開元占經」卷九日占五、日薄蝕三に引かれる京氏の説と大分異なる。しかし、同書には、「按『洪範日月變占』曰、漢武元狩元年五月乙巳晦、日有蝕之。從傍左。明年丞相公孫弘薨之應。」(『開元占經』卷九日占五、日薄蝕三)と有り、『漢書』五行志の下地になつたであろう洪範系の解釈とは、當該日食が左右どちらから起きたかの説を異にする。これもまた、元狩元年の一條で五行志が引く京房易傳の説を、「是の時」以下全くと見なすことの一證とならうか。

(十) 昭帝始元三年十一月壬辰朔、日有食之。在斗九度。燕地也。後四年、燕刺王謀反、誅。

(十一) 武帝建元二年二月丙戌朔、日有食之。在奎十四度。劉向以爲、「奎爲卑賤婦人。後有衛皇后自至微興、卒有不終之害。」

(十二) (宣帝五鳳) 四年四月辛丑朔、日有食之。在畢十九度。是爲「正月朔、慝未作」、左氏以爲重異。

(十三) (武帝元光元年) 七月癸未、先晦一日、日有食之。在翼八度。劉向以爲、「前年高園便殿災、與春秋御慶災後日食於翼、軫同。其占、內有女變、外爲諸侯。其後陳皇后廢、江都・淮南・衡山王謀反、誅。日中時食從東北、過半、晡時復。」

(十四) (成帝) 河平元年四月己亥晦、日有食之、不盡如鉤。在東井六度。劉向對曰、「四月交於五月、月同孝惠、日同孝昭。東井、京師地。且既。其占、恐害繼嗣。」日蚤食時、從西南起。

(十五) (惠帝七年) 五月丁卯、晦一日、日有食之、幾盡。在七星初。劉向以爲、「五月微陰始起而犯至陽。其占重。至其八月、宮車晏駕、有呂氏詐置嗣君之害。」京房易傳曰、「凡日食不以晦朔者、名曰薄。人君誅將不以理、或賊臣將暴起、日月雖不同宿、陰氣盛、薄日

光也。」

(十六) 昭帝 元鳳元年七月己亥晦，日有食之，幾盡，在張十二度。劉向以爲，「己亥而既，其占重。後六年，宮車晏駕，卒以亡嗣。」

(十七) 后聰慧，善史書，自爲妃至即位，常寵於上，後宮希得進見。皇太后及帝舅憂上無繼嗣，時又數有災異。劉向·谷永等皆陳其咎在於後宮。上然其言，於是省減椒房掖廷用度。〔漢書〕外戚傳下)

(十八) 四月己亥，日蝕東井，轉旋且索，與既無異。己猶戊也，亥復水也，明陰盛，咎在內。於戊己，虧君體，著絕世於皇極，顯禍敗及京都。〔漢書〕外戚傳下)

(十九) 成帝建始三年十二月戊申朔，日有食之。其夜，未央殿中地震。谷永對曰，「日食發女九度，占在皇后。地震蕭牆之內，咎在貴妾。二者俱發，明同事異人，共掩制陽，將害繼嗣也。晝日食，則妾不見。晝地震，則后不見。異日而發，則似殊事。亡故動變，則恐不知。是月，后妾當有失節之郵，故天因此兩見其變。若曰，違失婦道，隔遠衆妾，妨絕繼嗣者，此二人也。」杜欽對亦曰，「日以戊申食，時加未。戊未，土也，中宮之部。其夜殿中地震。此必適妾將有爭寵相害而爲患者。人事失於下，變象見於上。能應之以德，則咎異消。忽而不戒，則禍敗至。應之，非誠不立，非信不行。」

(二十) 建始三年冬，日食·地震同日俱發。詔舉方正·直言·極諫之士。太常陽城侯劉慶忌舉永。待詔公車，對曰……〔漢書〕谷永傳)

(二十一) 十二月朔戊申，日食發女之分，地震蕭牆之內，二者同日俱發，以丁寧陛下。厥咎不遠，宜厚求諸身。意豈陛下志在闔門，未卹政事，不慎舉錯，妻失中與。內寵大盛，女不遵道，嫉妒專上，妨絕嗣與。〔漢書〕谷永傳)

(二十二) 成帝 永始元年九月丁巳晦，日有食之。谷永以京房易占對曰，「元年九月日蝕，酒亡節之所致也。獨使京師知之，四國不見者，若曰，湛漚于酒，君臣不別，禍在內也。」

(二十三) 成帝 永始二年二月乙酉晦，日有食之。谷永以京房易占對曰，「今年二月日食，賦斂不得度，民愁怨之所致也。所以使四方皆見，京師陰蔽者，若曰，人君好治宮室，大營墳墓，賦斂茲重，而百姓屈竭，禍在外也。」

(二十四) 惠帝七年正月辛丑朔，日有食之，在危十三度。谷永以爲，「歲首正月朔日，是爲三朝，尊者惡之。」

(二十五) 今年正月己亥朔，日有食之，三朝之會。〔漢書〕谷永傳)

(二十六) 哀帝元壽元年正月辛丑朔、日有食之、不盡如鉤、在營室十度、與惠帝七年同月日。

(二十七) 『漢書』谷永傳の記述に據れば、谷永は、王根が大司馬驃騎將軍となった時に召されて大司農となり、一年餘で病となり免ぜられた後、數箇月で死んでゐる。また、成帝紀・外戚傳下に據れば、王根が驃騎將軍であつたのは元延元年から綏和元年の五年間に係るので、谷永の没年は綏和二年頃と考えられる。

(二十八) 拙稿『漢書』天文志と『洪範伝』(『東洋文化』復刊第一〇五號、二〇一〇年一〇月)を参照されたい。

(二十九) 高帝三年十月甲戌晦、日有食之。在斗二十度。燕地也。後二年、燕王臧荼反、誅、立盧綰爲燕王、後又反、敗。

(三十) 洪範五行傳曰、漢高帝三年冬十月甲戌晦、日有食之。燕・吳・越分也。後二年燕王臧荼反、誅、復以盧綰爲燕王、亦反、誅、南越王趙佗自立稱帝之應也。(『開元占經』卷九)

(三十一) (高祖) 十一月癸卯晦、日有食之。在虛三度。齊地也。後二年、齊王韓信徙爲楚王、明年廢爲列侯、後又反、誅。

(三十二) 洪範五行傳曰、漢高帝三年冬十一月癸卯晦、日有食之。吳・齊分也。後二年、齊韓信徙封楚王、三年廢爲侯而誅之應也。(『開元占經』卷九)

(三十三) (洪範天文日月變占曰) 漢惠帝七年夏五月丁卯、先晦一日、日有食之、既。既、盡也。亦周・秦分野。陰匿始起而犯盛。其年八月、惠帝崩。(『開元占經』卷九)

(三十四) (高后) 七年正月己丑晦、日有食之、既、在營室九度、爲宮室中。時高后惡之、曰、「此爲我也。」明年應。

(三十五) (洪範天文日月變占曰) 呂后七年春正月己丑晦、日有食之、既。既、盡也。在營室九度。爲宮室中。呂后曰、「此爲我也。」明年、呂后崩應也。(『開元占經』卷九)

(三十六) 拙稿「天象解釋の展開―『史記』天官書・『漢書』天文志を中心に―」(『大東文化大學中國學論集』二九號、二〇一一年一月)第二節を参照されたい。

(三十七) 元狩元年五月乙巳晦、日有食之。在柳六度。京房易傳推以爲、「是時日食從旁右、法曰君失臣。明年丞相公孫弘薨。日食從旁左者、亦君失臣。從上者、臣失君。從下者、君失民。」

(三十八) 洪範日月變占曰、漢武元狩元年五月乙巳晦、日有蝕之。從傍左。明年、丞相公孫弘薨之應。(『開元占經』卷九)

(三十九) 洪範五行傳曰、漢成帝建始三年冬十二月戊申朔、日有食之。其夜未央殿地震。日在湏女九度。占在皇后、貴妾。其後、皇后廢、趙飛燕姊妹亂宮、皇子死、王氏專權。(『開元占經』卷九)

(四十) 注(二十八) 所掲拙稿を参照されたい。

(四十二) 平澤步氏「『漢書』五行志と劉向『洪範五行伝論』」(東京大學中國哲學研究會『中國哲學研究』第二十五號、二〇一一年)を参照されたい。

(四十二) 所謂「董仲舒」の災異説以前に見られる「災異」現象への對應の過程が、より具體的、論理的な解釋、對應方法を必要としてくることは、拙稿「董仲舒以前に於ける災異への對應」(『大東文化大學漢學會誌』五一號、二〇一二年三月)を参照されたい。

(四十三) 天文志には、春秋に「彗星三見」し、始皇の時に「十五年間彗星四見。久者八十日、長或竟天。」と有る他、漢代については孝景二年に「是歲彗星出西南」、同中元年に「三月丁酉、彗星夜見西北」云々、元帝初元五年に「四月、彗星出西北」云々、哀帝建平二年に「彗星出牽牛七十餘日」云々と有るのは、いずれも五行志には見られない。春秋と始皇の二例は、『史記』天官書を踏襲した文であり、景帝の二例は他の天文變異と合わせてそれぞれ呉楚七國の亂や梁王劉武の陰謀に係ると解釋されているが、元帝と哀帝の二例は、それぞれ西羌の反亂と王莽篡國に係る獨立した記述が爲されている。

(四十四) 建元六年八月・元狩四年四月の兩例は、その祖型が『史記』天官書に見える。注(三十六) 所掲拙稿を参照されたい。